



令和5年7月7日 川口勇夫撮影

目次

- 定時社員総会報告・全国安全週間説明会 2
- 令和5年度役員名簿 3
- 協会長表彰・連合会長表彰 4
- 熱中症予防 5
- 働き方改革 6
- 物流2024年問題 7
- 特集「化学物質の管理が変わります」 8~9
- 安全衛生講習 10
- 安全衛生コンサルタント 11
- 治療と仕事の両立支援 12
- 雇用関係・労働条件等助成金のご案内 13
- 労働問題相談センター・インボイス対応 14
- 会員事業所訪問 15
- ポリテクカレッジのご案内 16



令和5年度 定時社員総会を開催しました!!



去る6月7日、ANAクラウンプラザホテル成田において、成田労働基準監督署長、同安全衛生課長及び成田公共職業安定所長のご臨席を賜り、一般社団法人成田労働基準協会定時社員総会を開催いたしました。

総会では、総勢54名(会員数39事業場、委任243事業場)のご出席のもと、令和4年度の事業報告、令和5年度の事業計画及び令和5年度の理事の選任に係るすべての議案についてご承認いただきました。

また、諸岡会長から、協会事業の運営に功績のあった方への功労賞、衛生管理に積極的に取り組んでいることに対する優良事業場賞が授与されました。(表彰の様子はP.4に掲載しました。)



挨拶する星名署長

ご来賓の星名一成成田労働基準監督署長からは、①第14次労働災害防止計画を踏まえた安全・健康な職場環境の整備とリスクアセスメントの重要性、②働き方改革の推進、とりわけ、来年4月より建設事業、自動車運転の業務等時間外労働の上限規制が始まる業種での対策・支援について、③行政による各種支援策の活用の推進等を交えてご挨拶いただきました。

また、ハローワーク行政との連携強化を進めるため、今総会では初めて公共職業安定所長にもご臨席いただきました。

ご挨拶いただいた山口裕司成田公共職業安定所長からは、本年4月の総務省発表完全失業率は2.6%で、3か月ぶりに改善していること、また、千葉県内の本年4月の有効求人倍率は1.06倍で、昨年11月より1倍を超え、千葉労働局では「一部厳しさはあるが、緩やかに持ち直している」との見解を発表していることが紹介されました。

一方、ハローワーク成田管内では、本年4月の有効求人倍率は0.96倍で、県平均よりは下回っているものの、昨年同期の0.74%に比して改善傾向にあることのご紹介がありました。

しかしながら、数字上には表れない求人と求職のミスマッチも少なからずあり、様々な業種で人材不足が懸念されているため、求人の充足に向けて求職者に対する積極的な周知に取組むとの表明がなされ、そのため、雇用の確保に際してはハローワークに求人申込みをいただきたいと述べました。

高齢入社の方や就職氷河期世代の方の正社員雇用に関する特定求職者雇用開発助成金、在職中の非正規社員の正社員転換に関するキャリアアップ助成金、リスクリングに関する人材開発助成金の活用なども紹介されました。



運動標語

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

7月1日～7月7日は**全国安全週間**



5月30日成田会場

－5月29日～30日に全国安全週間説明会を開催－

昭和3年に初めて実施されて以来、長い歴史を持つ「全国安全週間」は、すべての人が安全に働けることを願って毎年実施され、今年で**第96回**を迎えました。

当協会では、去る5月29日と30日に香取市と成田市で説明会を開催しました。香取会場の香取建設会館には18名の方に、成田会場の成田国際文化会館には78名の方にそれぞれ出席いただきました。

また、説明会ご出席の事業場様以外にも、両会場で合計45事業場の皆様にもご来場いただき、安全週間用品をご購入いただきました。

説明会には成田労働基準監督署から星名署長と朝生安全衛生課長にご出席いただき、労働災害の発生状況や安全週間実施要綱についてお話しいただいたほか、香取保健所の方から「働きざかりの身体を動かす習慣づくり」、印旛保健所の方から「長生きにつながる健康習慣を～メタボ予防と歯の健康～」と題した講和をいただきました。



令和5年度役員名簿

一般社団法人成田労働基準協会

協会役職	法人役職	氏名	事業場名	事業場役職
会長	代表理事	諸岡 靖彦	米屋(株)	相談役
副会長	理事	三田 浩之	サンゴバン・ティーエム(株) 神崎工場	神崎工場長
〃	〃	鈴木 照乗	大本山成田山新勝寺	庶務部長
〃	〃	大八木 淳子	日本航空(株) 成田空港支店	成田空港支店長
〃	〃	橋原 伸之	日本食研製造(株)	執行役員生産本部長
理事	〃	石谷 和広	ANA成田エアポートサービス(株)	総務部人事課 マネージャー
〃	〃	多田 康男	エッチ・アンド・ケー(株) 千葉工場	工場長
〃	〃	吉川 文人	大阪富士工業(株) 製造本部小見川工場	工場長
〃	〃	土屋 正美	(株)関電工 成田営業所	東関東営業本部千葉支店 成田営業所長
〃	〃	前川 隆一	国際空港上屋(株)	常務取締役
〃	〃	櫻井 明	佐原信用金庫	常務理事
〃	〃	竹村 聡	ジェイフィルム(株) 成田工場	成田工場長
〃	〃	岡田 稔	全日本空輸(株) 成田空港支店	総務部長
〃	〃	白土 一道	千葉交通(株)	取締役社長
〃	〃	山本 大二郎	ちば醤油(株)	総務部長
〃	〃	加藤 英明	TDK(株) 成田工場	総務本部 成田総務部長
〃	〃	佐伯 敏浩	鉄建建設(株) 建設技術総合センター	担当課長
〃	〃	松井 隆裕	(株)東武ホテルマネジメント 成田東武ホテルエアポート	副総支配人 兼管理部支配人
〃	〃	長嶋 俊亮	長島石油(株)	代表取締役社長
〃	〃	堀江 信幸	成田国際空港(株)	執行役員 管理部門総務人事部長
〃	〃	関 俊明	日通佐倉運輸(株)	代表取締役社長
〃	〃	小西 克育	日本空港給油(株)	執行役員 安全品質推進室長
〃	〃	森田 充俊	日本空港サービス(株)	総務企画部長
〃	〃	木志根 茂行	(株)レゾナック 松戸事業所(香取)	総務部課長代理
〃	〃	細貝 研一	古谷乳業(株) 成田工場	取締役成田工場長
〃	〃	秋田 将志	(株)町山製作所	総務課長
〃	〃	小瀬川 淳	ワコースチール(株)	技術部長
専務理事 事務局長	〃	川口 勇夫	成田労働基準協会	事務局長
監事	監事	佐藤 進	(株)千葉銀行 成田支店	次長
〃	〃	仲澤 健二	千葉信用金庫 成田支店	支店長
幹事	—	高木 信和	米屋(株)	総務部長
〃	—	沖田 敬子	日本航空(株) 成田空港支店	総務部マネージャー
〃	—	香取 一成	サンゴバン・ティーエム(株) 神崎工場	総務本部 工場管理部参与
〃	—	小関 清次	大本山成田山新勝寺	人事課長
〃	—	船越 勝行	日本食研ホールディングス(株)	千葉総務部次長

成田労働基準協会会長表彰受賞者のご紹介

去る6月7日開催の一般社団法人成田労働基準協会定時社員総会において、会長表彰を受賞された方々をご紹介します。

成田労働基準協会会長表彰

受賞おめでとうございます

功労賞(個人表彰)



諸岡会長

長島石油株式会社
代表取締役社長
長嶋俊亮様

優良事業場賞



品質安全課長
太田一正様

株式会社成田エアポートテクノ
様

このたびの定時社員総会では、当協会の表彰規程に基づき、当協会事業の発展にご尽力いただいた長島石油株式会社代表取締役社長 長嶋俊亮 様に功労賞を、産業安全衛生の発展に貢献された株式会社成田エアポートテクノ様に優良事業場賞をそれぞれ諸岡会長より授与させていただきました。

長嶋様は成田労働基準協会の理事として19年の長きにわたり協会の事業運営に貢献され、今回、その功績を讃えての表彰です。

また、成田エアポートテクノ様は、

- ① 安全管理や衛生管理組織が合理的に整備され、かつ有効に運営されており、
- ② 労使一体となり安全活動または衛生活動を積極的に推進し、
- ③ 従業員の皆様に安全教育または衛生教育の徹底をはかっている

など、職場の安全管理及び衛生管理のいずれにも熱心に取り組んでおられることが表彰基準に合致しているものとして、今回、衛生管理分野における優良事業場としての表彰となりました。

千葉労基連会長表彰受賞者のご紹介

協会功労賞(個人表彰)



エッチ・アンド・ケー株式会社
千葉工場長
多田康男様

千葉県労働基準協会連合会長表彰を受賞!!

去る5月19日に千葉市民会館大ホールにおいて開催された公益社団法人千葉県労働基準協会連合会の定期総会において、当協会会員事業場であるエッチ・アンド・ケー株式会社千葉工場長の多田康男 様が協会功労賞を受賞されました。長嶋様同様、地区労働基準協会の役員として長年にわたりご尽力されていることに対する表彰です。

当協会の定時社員総会でもご紹介させていただきました。

定時社員総会に引き続き懇親パーティーを行いました

ANA クラウンプラザホテル成田 17階スカイバンケット「イーリス」において行われた懇親会では、功労賞を受賞された長嶋俊亮様の乾杯のご発声により開宴し、出席者の皆さまは、業種を越えた情報交換の絶好の機会として大いに盛り上がりました。



成田労働基準監督署からのお知らせ

STOP! 熱中症 令和5年5月~9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

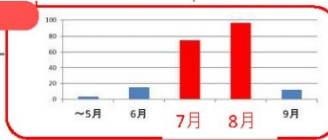


労働災害防止キャラクター「キューイ」さん

●実施期間：令和5年5月1日~9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）



キャンペーン実施要綱



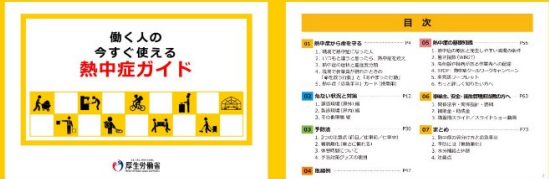
千葉労働局 クールワーク 検索

このページに掲載の記事は、すべて千葉労働局のウェブサイトからご覧いただけます。

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド 検索

千葉労働局では令和5年5月1日から9月30日までの間（重点取組期間を7月・8月）、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場における熱中症の予防を広く呼びかけています。

熱中症の予防には、特に暑さ指数（WBGT 値）の把握と、その測定値に応じて作業時間の短縮を行うなどの措置を講じていくことが重要となっています。しかしながら、過去の職場における熱中症による労働災害事例を見ると、例えば、令和3年の全国の死亡災害20件のうち、日頃からWBGT 値の実測が行われていたことが確認された事例は5件にとどまり、多くの職場においてWBGT 値の実測が日常的に行われていないことが確認されています。

そこで、千葉労働局では、夏季期間中など、熱中症の発生が懸念される作業を行う場合に日常的にWBGT 値を実測することの普及・推進を図るため、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の一環として、令和5年6月1日から令和5年9月30日までの期間にわたって、「チェック・ザ・WBGT 値プログラム」を実施しています。

STOP! 熱中症 令和5年5月~9月 クールワークキャンペーン

チェック・ザ・WBGT 値 プログラム実施中 はか 実測れば分かる!!



実施内容：令和5年6月1日~9月30日

- ・ WBGT (熱中症) 指数計の展示・実演
- ・ オンライン講習動画のご案内
- ・ WBGT 指数計活用事例の紹介

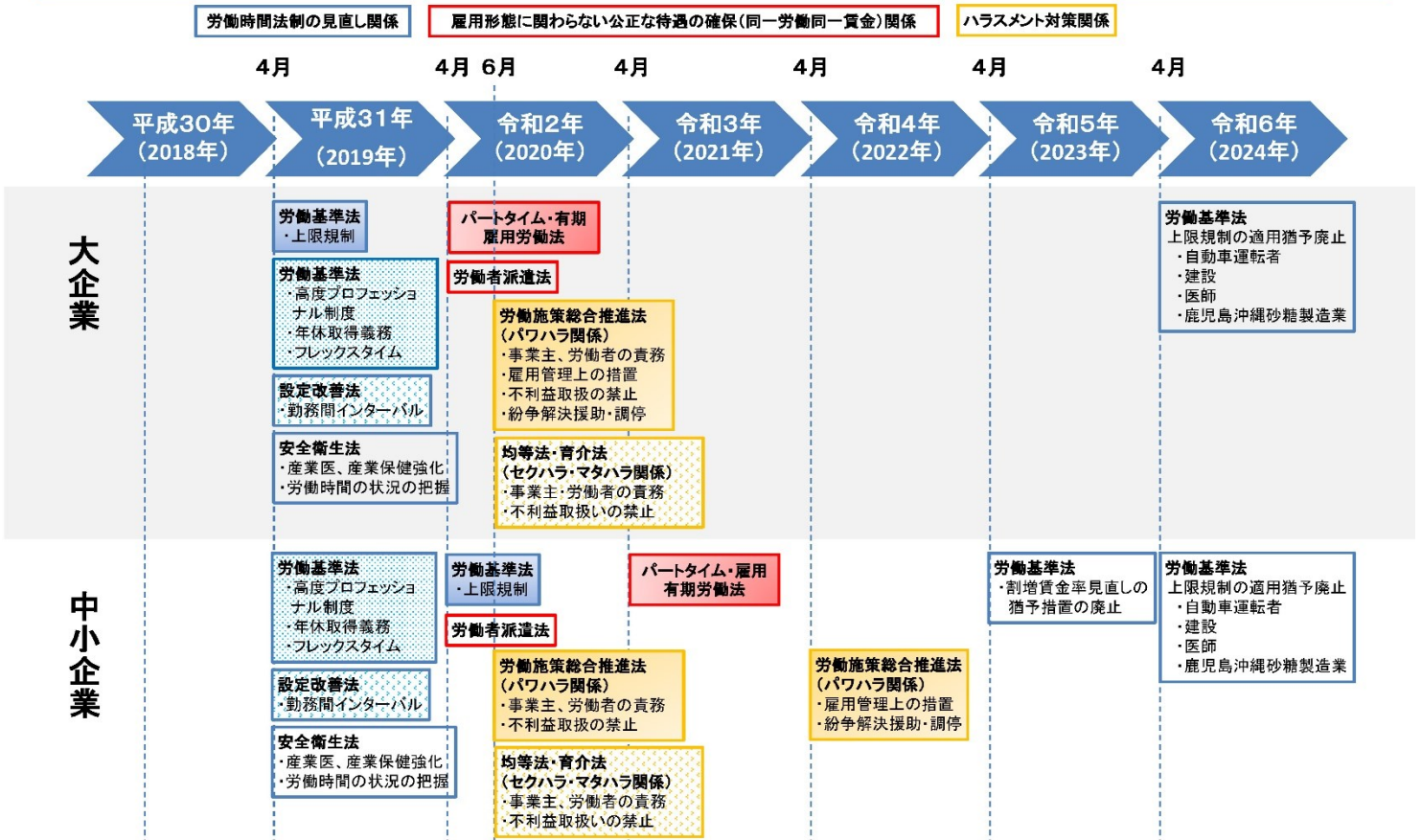
千葉労働局・管内労働基準監督署

チェック・ザ・WBGT 値 検索

成田労働基準監督署からのお知らせ

「働き方改革関連法」等の施行スケジュールが2024年4月に完結します!!

「働き方改革関連法」等 施行日一覧



千葉労働局 WEB サイトよりご覧ください

- 働き方改革の実現に向けて
- 千葉における働き方改革の推進
- 働き方改革関連ウェブサイト集
- 建設業及び自動車運転業務の上限規制の適用について

千葉労働局 働き方改革

このページに掲載の記事は、すべて千葉労働局 Web サイトからご覧いただけます。

成田労働基準監督署

〒286-0134 成田市東和田 553-4 TEL 0476-22-5666

●建設事業の事業者のみなさまへ

建設事業における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

●自動車運転の業務の事業者のみなさまへ

自動車運転の業務における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年960時間**（休日労働を含みません）を限度に設定
（1か月の時間外・休日労働時間数、1年の時間外労働時間数）する必要があります。

自動車運転者の安全確保の徹底のため、荷主、配送先、元請事業者のみなさまにも
ご理解・ご協力をお願いしております

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。



- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

トラック運送事業者のみなさまへ **発着荷主のみなさまへ**

**トラック運転者の長時間労働改善
特別相談センター**

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたらいいの？

ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷主の立場でできる改善は？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいの？

こんな困りごとなど、ご相談ください！

相談無料

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
 ご相談は専用 Web サイトからまたはフリーダイヤルでお受けします
 ご利用時間：9:00～17:00 休日：土日祝、12/29～1/3
 〒270 東日本 0120-763-420 西日本 0120-625-109

厚生労働省 令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

このページに掲載の記事は、すべて千葉労働局 Web サイトからご覧いただけます

特集

化学物質の管理が変わります

～ 法令遵守から自律的な管理へ ～

皆様の職場には様々な化学品が使われているか
と思います。建築分野では塗料やコーキング剤、機
械分野では潤滑油や界面活性剤等があり、用途に応
じた保護具の着用等の安全にも配慮されていると
思います。4月より化学物質の管理の考え方が変わ
ることを紹介させていただきます。

平成24(2012)
年に大阪の印刷
会社で発生した
胆管がんの事件
についてはご存
知の方も多いと
思います。同じ職
場で多数の胆管
がんが発生した事
件です(図1参照)。これは洗浄剤に含まれていた
1,2-ジクロロプロパンとジクロロメタンという有機
溶剤が原因となったもので、特に前者は有機溶剤中
毒予防規則(有機則)や特定化学障害予防規則(特
化則)等による法的規制を受けていない物質でした。
この事件をきっかけに厚労省が実施した調査で、福
井県や静岡県でも規制のかかっていない物質(オル
ト-トルイジンやMOCA)が原因となった職業性が
んの発生が報告され、法令遵守による化学物質管理
の難しさが指摘されました。

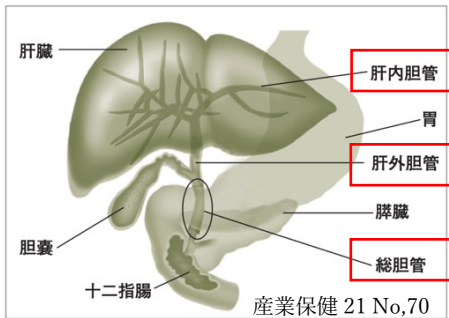


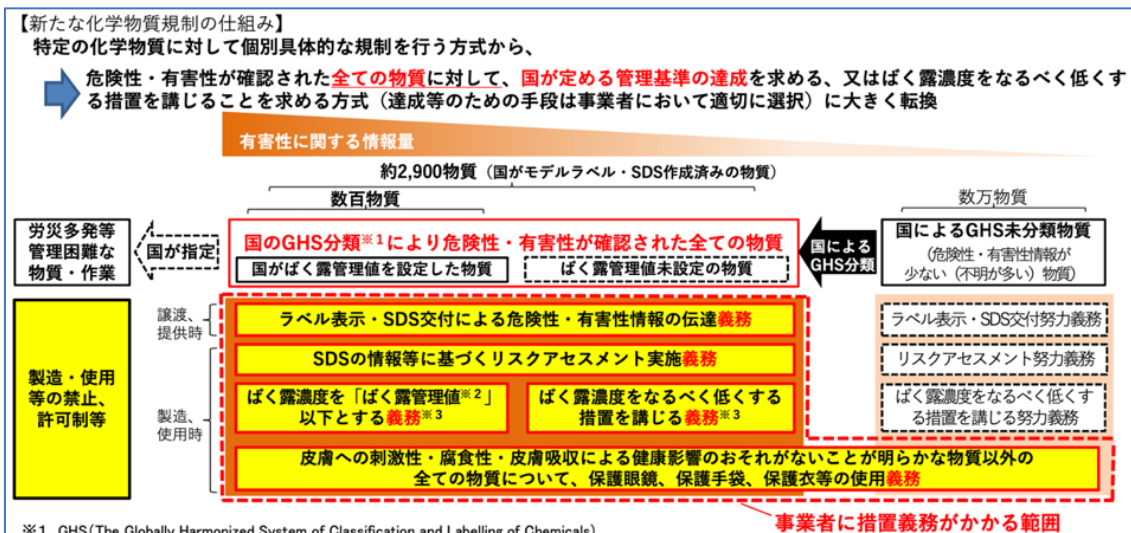
図1 胆管周辺図

安衛法の特別規則(有機則、特化則、四アルキル
鉛則等)に基づき、定期的な作業環境測定を実施し
ている職場もあるかと思ます。特別規則の対象は
全部で123物質です。一方、何らかの有害性が確認

された物質は数万物質あり、さらに新規化学物質と
して毎年数百件物質程度が申請されています(令和
3年度の件数は322件)。これらのすべてについて
有害性を把握し、規制をかけることは困難なため、
専門家による「職場における化学物質等のあり方
に関する検討会」が令和元(2019)年から令和3(2021)
年にかけて開催されました。令和3年7月に提出
された最終報告で、国はばく露濃度等の管理基準を
定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組
みを整備・拡充する。事業者はその情報に基づいて
リスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講
ずべき措置を自ら選択して実行する。という「**自律
的な管理**」に見直すことが提言されました。この提
言を受けて、令和4(2022)年に安衛令や安衛則が改
正され、この4月から施行されます。

下図は厚労省が作成した【新たな化学物質規制の
仕組み】の概念図です。平成27年に出された「化
学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関
する指針」ではリスクアセスメント対象は674物
質でしたが約2,900物質までに広がります。そして
これらの物質に対して、事業者はばく露を最小限に
する、又は国が定めた濃度基準値以下にしなければ
いけません。そして、その手段はリスクアセスマ
ントの結果に基づき事業者が適切に選択して実施
することになります。

労働安全・労働衛生コンサルタント 豊原秀史





化学物質の管理が変わります

～ 新たな管理体制の構築～

有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に該当する物質を取り扱う場合は、作業主任者がばく露の未然防止や保護具使用状況等の管理を行うことが規定されています。また、特別規則以外のリスクアセスメント対象物質（674物質）を使用している事業場では、安全管理者や衛生管理者等によってリスクアセスメントの実施とその結果に基づく管理を実施されていたかと思えます。

今回、リスクアセスメント対象物質が増えることから特別規則による規制は継続しながら、新たに「化学物質管理者」と「保護具着用管理者」が規定されました。簡単にその紹介をさせていただきます。

【化学物質管理者】

選任が必要となる事業場は、リスクアセスメント対象となる製品や物質を製造、取り扱いまたは譲渡提供をする事業場となります。業種や事業場の規模は問われていません。

管理者の要件は、化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者となっています。ただ、後述する職務を遂行するのに必要な権限を有する者を選任する必要があります。さらにリスクアセスメント対象物製造事業場については専門的講習の修了者から選任する必要があります。それ以外の事業場では資格要件はありませんが、基礎的講習の受講が推奨されています。

職務の概要は以下となります。具体的には令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則（安衛則）第12条の5に規定されています。

- 1) ラベルやSDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- 2) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 3) 自律的な管理に係る各種記録の作成と保存
- 4) 自律的な管理に係る労働者への周知と教育
- 5) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
- 6) ラベルやSDSの作成（リスクアセスメント対象物質製造事業所の場合）等

【保護具着用管理責任者】

選任が必要な事業場は、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場となっています。化学物質を取り扱う職場では作業者の安全を目的に呼吸用保護具や保護手袋等、何らかの保護具を着用していると思います。

選任の要件は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者となっています。第一種衛生管理者や作業主任者等の有資格者からの選任も認めら

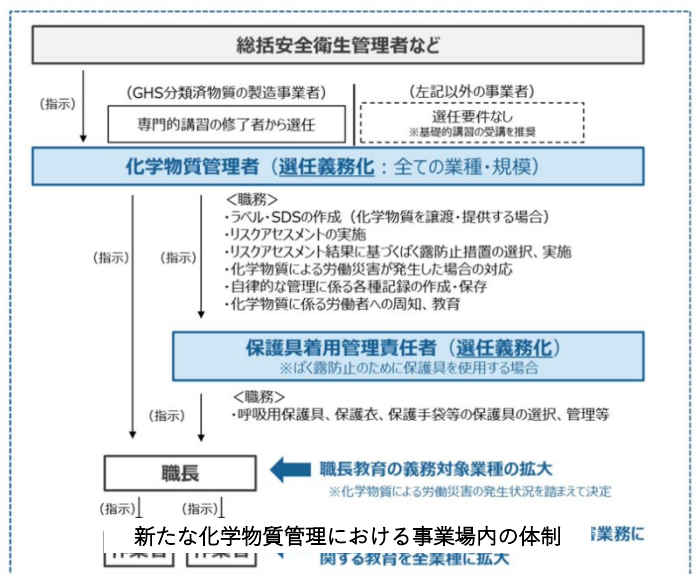


図 2.4 新たな化学物質管理における事業場内の体制

れますが、こちらも講習の受講が推奨されています。

職務の概要は以下となります。こちらは安衛則第12条の6に規定されています。

- 1) 保護具の適正な選択に関すること
- 2) 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- 3) 保護具の保守管理に関すること

これら以外に、『化学物質管理専門家』、『作業環境管理専門家』についても規定されました。化学物質による労災等が発生した場合や作業環境測定結果が第Ⅲ管理区分に該当した場合、上記の専門家による助言等を求める必要があります。

まだ施行前ですが、自律的な化学物質管理に対応した体制の構築と管理者向け講習の受講等の準備をお願いします。

労働安全・労働衛生コンサルタント 豊原秀史

成田労働基準協会が主催する

化学物質管理者講習(取り扱い事業者向け)をご案内しています [次頁へ](#)

化学物質の管理が変わります

一般社団法人成田労働基準協会 主催

改正省令対応化学物質管理者講習(取り扱い事業者向け) 2023.10.25(水)開講

- (1)開講日時 2023年10月25日(水) 9:30 ~ 17:30
- (2)会場 成田国際文化会館 小ホール (成田市土屋 303/TEL 0476-23-1331)
- (3)定員 64名
- (4)カリキュラム

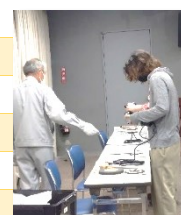
内 容	時 間
①【講義】関係法令	0.5 時間
②【講義】化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5 時間
③【講義】化学物質の危険性又は有害性及び有害性並びに表示等	1.5 時間
④【講義】化学物質の危険性又は有害性の調査	2.0 時間
⑤【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1.5 時間

- (5)受講料 会員 12,000円 非会員 14,000円(いずれもテキスト代・消費税込み)
- (6)お申込み期限 2023年10月20日(金)

詳しくは、成田労働基準協会 Web サイトにてご案内しています

◎2023年の実施済み講習をご紹介します (主催 一般社団法人成田労働基準協会)

開 講 日	講 習 等 の 名 称
1月 24日(火) 2月8日(水)	有機溶剤作業主任者技能講習
2月 2日(木) ~ 3日(金)	安全管理者選任時研修
2月 9日(木) ~10日(金)	安全衛生推進者養成講習
3月 9日(火) ~10日(金)	職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
4月 5日(水)	新入社員安全衛生教育
4月 11日(火)	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育
5月 16日(火) ~17日(金)	職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
6月 2日(金)	研削といし取替等作業特別教育(自由研削)
6月 8日(木) ~ 9日(金)	職長教育(出張講習)
6月 14日(水)	低圧電気取扱業務特別教育
7月 4日(火) ~ 5日(水)	安全管理者選任時研修
7月 11日(火)	第二種酸素欠乏危険作業特別教育
7月 14日(金)	リスクアセスメント実務研修



「研削といし取替等作業特別教育」

◎これから開講予定の安全衛生講習をご案内

主催 一般社団法人成田労働基準協会

詳しくは、成田労働基準協会 Web サイトにてご案内しています

2023年

開 講 日	講 習 等 の 名 称
8月 3日(木) ~ 4日(金)	有機溶剤作業主任者技能講習
9月 5日(火)	粉じん作業特別教育
9月 12日(火) ~13日(水)	安全衛生推進者養成講習
10月 11日(水) ~12日(木)	職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
10月 25日(水)	化学物質管理者講習(取り扱い事業者向け)
11月 9日(木)	危険予知訓練(KYT)研修